

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成17年  
5月13日  
(金曜日)

## 目次

告示

- 救急病院でなくなった医療機関(医務課).....一
- 救急病院の認定(医務課).....一
- 土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....一
- 家畜伝染病の発生の届出(畜産課).....一
- 保安林指定の解除(下関市)(森林整備課).....二
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課).....二
- 公告
- 調理師試験の実施(生活衛生課).....三
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....三
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....四
- 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出(商政課).....四
- 土地改良区役員届出(農村整備課).....五
- 教委公告
- 平成十八年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施.....六

### 山口県告示第三百十号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する病院でなくなった。



平成十七年五月十三日

名称 山口県知事 二井 関成

社会福祉法人恩賜財団済生会支部山 下関市貴船町三丁目四番一号  
口県済生会下関総合病院

### 山口県告示第三百十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十七年五月十三日

名称	所在地	認定が効力を有する期限
社会福祉法人恩賜財団 済生会支部山口県済生会下関総合病院	下関市安岡町八丁目五番一号	平成二〇、三、三一

### 山口県告示第三百十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十七年五月十三日

土地改良区名称	認可年月日	山口県知事
下関市王司土地改良区	平成一七、四、二八	二井 関成
周南市鹿野土地改良区	"	"

### 山口県告示第三百十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜伝染病が次のとおり発生した旨の届出があった。

平成十七年五月十三日

山口県知事 二井 関成

病名	種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨネ病	牛(ホルスタイン種)	患畜	一	岩国市大字入野二六八	平成一七、四、二六

**山口県告示第三百十四号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成十七年五月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
下関市大字井田字道祖峠八五の八、八五の一〇、八五の二六、大字眞光字猿上七三五の三、七三七、字小原七三九の二、七三九の三、七四一の二、字瓢ヶ浴七四七の一〇、七四七の一
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

**山口県告示第三百十五号**

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成十七年五月十三日

特牛港港湾管理者

山口県知事 二井 関成

- 一 埋立区域(第二工区の一)
- (一) 位置

下関市豊北町大字神田字綱打場二二〇の七から同市豊北町大字神田字湯涌二二

- (二) 区域
- 二四の二に至る土地の地先公有水面

次の1の地点から10の地点までを順次結んだ線及び1の地点と10の地点を結ぶ平成六年一月七日付け指令港湾第七四二号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・+一・一六メートル)に囲まれた区域

- 1の地点 下関市豊北町大字神田字山田の山田三等三角点(北緯三四度一九分一〇秒一、四六六・一六メートル)の地点
- 2の地点 1の地点から六三度一六分三九秒四・四八メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一五三度一六分三九秒七・九七メートルの地点
- 4の地点 3の地点から六三度一六分三九秒一七・〇八メートルの地点
- 5の地点 4の地点から三三三度一六分三九秒〇・〇二メートルの地点
- 6の地点 5の地点から六三度一六分三九秒一・〇二メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一五三度一六分三九秒一・七〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から六三度一六分三九秒一〇・一六メートルの地点
- 9の地点 8の地点から一五三度一六分三九秒〇・三二メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二四三度一六分三九秒三四・二六メートルの地点

- (三) 面積

九一・七三平方メートル

- 二 免許の年月日及び番号

平成十四年一月二十一日 指令港湾第七号の九

- 三 関係図書を閲覧できる市町村

下関市

- 四 認可を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

- 五 認可の年月日

平成十七年五月六日



(二六三) 調理師試験の実施

調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)第三条の二第一項の規定により、調理師試験を次のとおり実施します。

平成十七年五月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時

平成十七年八月二十五日(木曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市大字吉田一六七七番地の一  
山口大学共通教育本館及び講義棟

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

- (一) 食文化概論
  - (二) 衛生法規
  - (三) 公衆衛生学
  - (四) 栄養学
  - (五) 食品学
  - (六) 食品衛生学
  - (七) 調理理論
- 四 受験資格
- 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者で、多数人に對して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)第四条に定めるものにおいて、二年以上調理の業務に従事したものである。
- 五 受験願書の受付期間
- 平成十七年六月六日(月曜日)から同月二十四日(金曜日)まで(郵送の場合は、六月二十四日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 六 受験願書等の提出先
- (一) 県内に居住する者

住所地为所管する保健所  
県外に居住する者

(二) 山口市滝町一番一号(郵便番号七五三二八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(四) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)

(五) 調理業務従事証明書

八 受験手数料

六千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験」と朱書きし、二百円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三センチメートル、横二センチメートル以上のも)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二六四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十七年五月十三日から同年九月十三日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十七年五月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アルク今宿店  
 所在地 周南市新宿通五丁目二四
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社丸久  
 住所 防府市大字江泊一九三六  
 代表者の氏名 倉重 雅之
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社フローリスト、タナ	有限会社フローリスト・タナカ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	防府市大字西浦三二四七	防府市大字西浦三二四七
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	田中 昭夫	田中 昭夫

- 四 届出年月日  
 平成十七年四月一日
- 五 変更年月日  
 平成十七年三月一日
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アルク徳山東店  
 所在地 周南市松保町一七〇四の五
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社丸久  
 住所 防府市大字江泊一九三六  
 代表者の氏名 倉重 雅之
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社フローリスト、タナ	有限会社フローリスト・タナカ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	防府市大字西浦三二四七	防府市大字西浦三二四七
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	田中 昭夫	田中 昭夫

- 四 届出年月日  
 平成十七年四月一日
- 五 変更年月日  
 平成十七年三月一日

(二六五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十六年十二月十日山口県公告(七七七)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。  
 当該意見は、平成十七年五月十三日から同年六月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年五月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 デオデオ柳井店  
 所在地 柳井市南町五丁目一番五六号
- 二 意見の概要  
 特に配慮を求めない事項はない。

(二六六) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年五月十三日から同年九月十三日まで、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十七年五月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 周南ショッピングセンター  
 所在地 周南市周陽二丁目一番四五号
- 二 届出者の氏名及び住所  
 氏名 佐々木良直  
 住所 周南市区ヶ丘四丁目一四番一号
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社たけはら鮮魚	午後六時三〇分
有限会社戸村ストア	"	午後七時
有限会社村田商店	"	"
永富 博人	"	"
株式会社フクヤ	"	"
東條 哲哉	"	"
保永美代子	"	"
有限会社大石商店	"	"
高橋 賢司	"	"
株式会社たから	"	"

来客が駐車場の利用することができる時間帯  
 午前九時三〇分から午後六時三〇分まで  
 午前九時三〇分から午後七時まで

- 四 届出年月日  
 平成十七年三月二十九日
- 五 変更年月日  
 平成十七年三月二十九日

(二六七) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十七年五月十三日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
宇部市厚南際波土地改良区	理事	伊藤 英明	宇部市大字際波三三二二の三
"	"	倉田 恒夫	"
"	"	伊藤 英雄	二〇〇九
"	"	辻畠 稔	一七五四
"	"	金次 義行	九八四
"	"	由利 清和	一一五九
"	"	松田 助治	一一六七の三
"	"	大西 登	一一三三七の四
"	"	生田 京二	大字東須恵九〇一
"	"	迫田 慎哉	九八
"	"	山根 輝雄	大字際波三八九
"	"	田村 保正	二六三九の一
"	"	中本 智満	二六三九の四
"	監事	為近 勝美	四二八の四
"	"	永岡 重美	一五一一
"	"	金次 貞義	一九八六の三
"	"	"	一一三四の二
"	"	"	一一六一

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
宇部市厚南際波土地改良区	理事	伊藤 英明	宇部市大字際波三三二の三

職 名	氏 名	住 所
監 事	伊藤 英明	宇部市大字際波三三二の三
倉田 恒夫	倉田 恒夫	一九九八
倉田 恒夫	倉田 恒夫	二〇〇九
辻 稔	辻 稔	九八四
金次 義行	金次 義行	二二五九
由利 清和	由利 清和	二二六七の三
松田 助治	松田 助治	一三三七の四
田中喜代一	田中喜代一	二二三四の三
生田 京二	生田 京二	大字東須恵九八
迫田 慎哉	迫田 慎哉	大字際波三八九
山根 輝雄	山根 輝雄	二六三九の一
田村 保正	田村 保正	四二八の四
中本 智満	中本 智満	一五一四
伊藤 義重	伊藤 義重	一六五〇
永岡 重美	永岡 重美	二二三四の二
金次 貞義	金次 貞義	一一六一

公 告



平成十八年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施  
 平成十八年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施します。  
 平成十七年五月十三日

山口県教育委員会

一 目的  
 この試験は、平成十八年度における教員（山口県公立学校教員の採用に関する規則（平成三年山口県教育委員会規則第三号）第一条に規定する教員をいう。）としての採用を志願する者について、その採用に当たつての選考資料とするために実施するものです。

二 選考区分、校種等、教科等（科目等）及び採用見込者数  
 選考区分並びに試験を行う校種等、教科等（科目等）及び採用見込者数は、次の表のとおりです。

一 一般選考			区選考
校種等	教科等（科目等）	採用見込者数	採用見込者数
小学校（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「盲学校等」という。）以下の小学校を含む。以下同じ。）	国語 社会 家庭 理科 音楽 美術 保健 体育 技術 数学 外国語（英語）	九十人程度	九十人程度
中学校等 高等部	国語 地理歴史（世界史） 数学 理科（物理） 生物 保健体育 芸術（音楽 美術） 外国語（英語） 家庭 農業（農芸化学） 工業（機械系 電気系） 商業 看護 福祉	四十人程度	四十人程度
盲学校等 小学部	国語 保健体育	一人程度	一人程度
盲学校等 中学部	国語 保健体育	二人程度	二人程度
盲学校等 高等部	国語 芸術（音楽） 理療	三人程度	三人程度

身体障害者 を対象とした 選考			スポーツ 特別選考		社会人 特別選考			養護教諭
高 等 学 校	中 学 校	小 学 校	高 等 学 校	中 学 校	高 等 学 校	中 学 校	小 学 校	
一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。	保健体育 芸術(音楽 美術)	音楽 美術 保健体育	一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。		十人程度
	一人程度		若干人	若干人	若干人	若干人	若干人	

注 盲学校等小学部、中学部及び高等部の校種等における採用者については、小学校、中学校及び高等学校との人事交流は行いません。

三 受験資格

(一) 一般選考

教員としての採用を志願する者で次の各号のいずれにも該当するものが受験できます。

- 1 昭和四十六年四月二日(高等学校の農業、工業、商業、看護及び福祉並びに盲学校等高等部の理療の教科の志願者にあつては、昭和四十一年四月二日)以降に生まれた者又は昭和三十六年四月二日以降に生まれ、現に他の都道府県において国公立学校に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)
- 2 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)に基づき授与された各相当の普通免許状を有する者又は平成十八年三月三十一日までに当該普通免許状を有する者となる見込みの者
- 3 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号並びに民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者のいずれにも該当しない者

- 4 盲学校等小学部、中学部及び高等部の志願者にあつては、教育職員免許法に基づき授与された盲学校、聾学校又は養護学校の教員の普通免許状を有する者又は平成十八年三月三十一日までに当該普通免許状を有する者となる見込みの者

(二) 社会人特別選考

教員としての採用を志願する者で次の各号のいずれにも該当するものが受験できます。

- 1 民間企業等に五年以上継続勤務する者
- 2 昭和四十一年四月二日以降に生まれた者
- 3 (一)の2及び3に掲げる者

(三) スポーツ・芸術特別選考

教員としての採用を志願する者で次の各号のいずれにも該当するものが受験できます。

- 1 次のいずれかに該当する者
  - (1) オリンピック競技大会、世界選手権大会等の国際的な規模のスポーツの競技会に日本代表選手として出場した者又は日本選手権大会等の全国的な規模のスポーツの競技会に出場して四位以内に入賞し、かつ、その競技に係る技能を一定の期間維持した者(団体で競技する種目にあつては、正選手であつた者に限る。)
  - (2) 芸術の分野における国際的なコンクール、展覧会等において優秀な成績を収めた者又は全国的なコンクール、展覧会等において極めて優秀な成績を収めた者
- 2 昭和四十六年四月二日以降に生まれた者
- 3 (一)の2及び3に掲げる者

(四) 身体障害者を対象とした選考

教員としての採用を志願する者で次の各号のいずれにも該当するものが受験できます。

- 1 身体障害者手帳の交付を受けている者
- 2 職務の遂行について介護を要しない者
- 3 (一)に掲げる者

四 受付の期間等

平成十七年五月十六日(月曜日)から同年六月六日(月曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます(郵送の場合は、六月六日までの消印のあるものに限ります。))。なお、郵送の場合は、封筒の表に「教員志願書類在中」の表示並びに試験地、選考

区分、校種等及び教科名を朱書きし、平成十七年六月三日以降は、すべて速達としてください。

五 志願者手続  
志願者は、次に掲げる書類等を、山口県教育庁教職員課（山口市滝町一番一号）郵便番号七五三―八五〇―（）に提出してください。

ただし、(一)に掲げる書類のうち、合格を証明できる書類の写し又は成績を証明できる書類の写しの提出者は、第一次試験の初日に(二)に掲げる書類の原本を持参してください。

なお、(一)から(六)までに掲げる書類は、山口県教育委員会が作成した用紙を使用してください。

- (一) 教員採用志願書
- (二) 受験票
- (三) 整理票
- (四) 志願登録票
- (五) 自己推薦票
- (六) 社会人、スポーツ・芸術特別選考志願者申告票
- (七) 志願しようとする校種等の受験資格に係る免許状の写し又は免許状取得見込証明書（聴講生又は科目等履修生として単位修得中の者にあつては、受講証明書及び卒業した大学の単位修得証明書）
- (八) (七)に掲げるもののほか、志願者が有する普通免許状（校種等及び教科等が同一であるものについては、そのうち最も上位であるものに限る。）の写し又は免許状取得見込証明書
- (九) 最終卒業学校又は在学中の学校の成績証明書（開封無効）（大学院等の修了者及び在学者並びに大学を卒業した後通信教育を受講した者及び受講中の者にあつては卒業した大学の成績証明書、教員養成機関の卒業生及び卒業見込みの者にあつては当該教員養成機関の成績証明書、短期大学等を卒業した後四年制大学へ編入学した者にあつては卒業した短期大学等の成績証明書及び編入学した四年制大学の成績証明書）
- (十) 現に国公立学校又は私立学校に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。）にあつては、その所属する学校の校長が発行する在職証明書
- (十一) 中学校及び高等学校の外国語（英語）の志願者のうち、財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定一級合格者にあつては同協会の発行する合格証明書（開封無効）又は合格を証明できる書類の写し、国際教育交換協議会が実施する「

TOEFLにおいて五百九十点以上（コンピュータ版のものにあつては、二百四十三点以上）を取得した者及び財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEICにおいて八百六十点以上を取得した者にあつては成績を証明できる書類の写し

(三) 司書教諭の講習を修了した者にあつては、修了証書の写し  
(四) スポーツ・芸術特別選考の志願者にあつては、競技歴並びに入賞した競技会、コンクール等の正式名称、主催者、開催の年月日、開催の場所及び成績を記載した書面並びに当該成績を確認することができる書類の写し（当該書面及び書類の写しの用紙の大きさは、日本工業規格A列四とする。）

(五) 身体障害者を対象とした選考の志願者にあつては、身体障害者手帳の写し  
六 志願上の留意点

(一) 志願書類等が不備であるものは、受理しません。  
(二) 受験票は、七月上旬に送付します。  
(三) 志願できる校種等は、二の表に掲げる校種等のいずれか一に限り、  
(四) 志願書類受付後の選考区分、校種等及び試験地の変更は、認めません。  
(五) 車いすの使用、点字による受験等を希望する場合は、出願前に連絡してください。

七 志願書類の請求

志願に必要な書類は、山口県教育庁教職員課に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「教員志願書類請求」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの）を必ず同封してください。同時に二部請求する場合には、百四十円分の切手を割増郵送料として追加してください。

八 試験の期日及び会場

区分	期 日	試験地	選考区分	校種等（教科等）	会 場	所 在 地
選考対象			小 学 校	小学校	山口県立山口中央高等学校	山口市宮島町六番一号
			中 学 校	中学校	山口県立山口農業高等学校	吉敷郡小郡町大字上郷九八〇の一
及 び 選 考 対 象 と し た 考 査 対 象			中 学 校	中学校		
			高 等 学 校	高等学校		
			家 庭 学 校	家庭学校		
			学 校	学校		
			理 科 技 術	理科技術		
			国 語 社 会	国語社会		
			音 楽 美 術	音楽美術		
			体 育 外 国 語	体育外国語		

平成十七年 七月二十二日	筆記試験	諸受	期日	実 施 事 項	日 程	第二次試験		第一次試験	
						山口県	山口県	山口県	山口県
筆記試験	諸受	期日	実 施 事 項	日 程	第二次試験	第一次試験	山口県	山口県	山口県
門等教 専科	教	受	期日	実 施 事 項	日 程	第一次試験	山口県	山口県	山口県
その他 の志 願者	職 連 絡	受	期日	実 施 事 項	日 程	第二次試験	山口県	山口県	山口県
午後零時二十分 から午後二時十 分まで	午後零時二十分 から午後一時五 十分まで	午前九時から 午前十時まで	午前九時から 午前十時まで	午後九時から 午前十時まで	午後九時から 午前十時まで	午後九時から 午前十時まで	山口県立山口高 等学校	山口県立山口高 等学校	山口県立山口高 等学校

注 盲学校等小学部は小学校、中学部は中学校、高等部は高等学校の試験地でそれぞれ受験することになります。

なお、高等学校(数学 理科 農業 工業 商業 看護 福祉)の志願者は、第一次試験に  
ついて、山口県又は神奈川県内のいずれかの試験地を選ぶことができます。

九 試験の実施事項及び日程

(一) 第一次試験

1 一般選考及び身体障害者を対象とした選考

平成十七年 八月二十七日 日(土曜日)	諸 連 絡	受	期日	実 施 事 項	日 程	第二次試験		第一次試験	
						山口県	山口県	山口県	山口県
諸 連 絡	諸 連 絡	受	期日	実 施 事 項	日 程	第二次試験	第一次試験	山口県	山口県
午後九時十分 から午前十時 まで	午後八時五十分 から午前九時 五十分まで	午前八時から 午前八時五十分 まで	午前八時から 午前八時五十分 まで	午後九時から 午前十時まで	午後九時から 午前十時まで	午後九時から 午前十時まで	午後九時から 午前十時まで	山口県立山口高 等学校	山口県立山口高 等学校

注 盲学校等小学部、中学部及び高等部の志願者の教科専門及び実技は、小学部は小学校、中学部は中学校、高等部は高等学校でそれぞれ受験することになります。

2 社会人特別選考及びスポーツ・芸術特別選考

平成十七年 七月二十二日 日(金曜日)	諸 連 絡	受	期日	実 施 事 項	日 程
午後九時十分 から午前十時 まで	午後八時五十分 から午前九時 五十分まで	午前八時から 午前八時五十分 まで	午前八時から 午前八時五十分 まで	午後九時から 午前十時まで	午後九時から 午前十時まで

(二) 第二次試験

平成十七年 七月二十二日 日(金曜日)	諸 連 絡	受	期日	実 施 事 項	日 程
午後九時十分 から午前十時 まで	午後八時五十分 から午前九時 五十分まで	午前八時から 午前八時五十分 まで	午前八時から 午前八時五十分 まで	午後九時から 午前十時まで	午後九時から 午前十時まで

技 試 験	筆 記 試 験				区 分	内 容
	養護教諭	高等学校	中学校	小学校		
家庭実技 (中学校及び高等学校の家庭の志願者) 英語リスニング (中学校及び高等学校の英語の志願者)	家庭実技 (中学校及び高等学校の家庭の志願者)	音楽実技 (中学校及び高等学校の音楽の志願者)	美術実技 (中学校及び高等学校の美術の志願者)	技術実技 (中学校の技術の志願者)	小 論 面接 個人面接 集団面接	平成十七年八月二十八日(曜日) 午前十時十五分から午前十一時五分まで 午前十一時二十分から午後五時まで 午前九時三十分から午後五時まで
体育実技 (小学校の志願者並びに中学校及び高等学校の保健体育の志願者)	音楽実技 (小学校の志願者)	任意のピアノ曲の演奏及び任意の小学校の歌唱教材に簡単な伴奏をつけての歌唱	任意のピアノ曲の演奏、当日指定の歌曲に伴奏をつけての歌唱及び当日指定の合唱教材を歌いながらの指揮	学習指導要領に示されている美術実技	学習指導要領に示されている技術実技	学習指導要領に示されている基礎実技
衛生学 食品学 栄養学 予防医学 学校保健 養護教諭の職務	次(の)教科等のうちから志願教科等と同一のものを一教科等選択 家庭 外国語(英語) 次(の)教科のうちから志願教科等と同一のものを一教科等選択 地理歴史(世界史) 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術 語 芸術(音楽 美術) 外国語(英語) 家庭 生物 保健体育 化学系) 工業(機械系) 電気系) 商業 看護 福祉 医療	国語 社会 算数 理科 生活 図画工作 家庭	教育法規、教育原理、教育心理、学習指導、生徒指導及び一般養護等教員として必要な教養	教育法規、教育原理、教育心理、学習指導、生徒指導、特殊教育及び一般養護等教員として必要な教養	教育法規、教育原理、教育心理、学習指導、生徒指導及び一般養護等教員として必要な教養	教育法規、教育原理、教育心理、学習指導、生徒指導、特殊教育及び一般養護等教員として必要な教養

十 試験の内容  
 (一) 第一次試験  
 1 一般選考及び身体障害者を対象とした選考

技 試 験	筆 記 試 験		区 分	内 容		
	個人面接	集団面接				
英語スピーキング (中学校及び高等学校の英語の志願者) 養護に関する実技 (養護教諭の志願者)	面接試験 B 個人面接	面接試験 A 個人面接	小 論 個人面接	面接試験 II 個人面接	面接試験 I 個人面接	平成十七年八月十二日(金曜日)とし、同日午前十時に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、受験者全員に文書で結果を通知します。なお、不合格者に対しては、総合成績の上位からA、B、C、D及びEの五段階に区分して選考結果を通知します。
採用候補者名簿への掲載等	第二次試験の結果に基づき、採用候補者を採用候補者名簿に掲載し、平成十七年九月二十六日(月曜日)午前十時に採用候補者名簿に掲載された者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示します。		第二次試験の受験者全員に文書で掲載の有無を通知します。			

(二) 第二次試験の不合格者に対し、総合成績の上位からA、B及びCの三段階に区分して選考結果を通知します。

(三) 第二次試験の不合格者のうち、総合成績がAであるものに対しては、平成十九年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験(平成十八年度と同一の選考区分の校種等の教科等(科目等)を志願する場合に限る。)を免除します。

(四) 採用候補者の選考に当たっては、志願する校種等及び教科等以外の校種等及び教科等に係る普通免許状の取得状況並びに司書教諭の講習の受講状況についても考慮します。なお、平成十八年三月三十一日までに当該普通免許状の取得ができない場合又は当該講習を修了することができない場合は、採用候補者名簿から抹消することがあります。

(五) 採用候補者名簿に登録された者のうち平成十八年三月三十一日までに三の(一)の2又は4の普通免許状を取得する見込みの者が同日までに当該普通免許状の取得ができない場合は、採用候補者名簿から抹消します。

(六) 採用は、採用候補者名簿に登録された者のうちから必要に応じて決定します。

(七) 日本の国籍を有しない者については、任用の期限を付さない常勤の講師として採用します。

十三 給与

給料(義務教育等教員特別手当を含む。)は、原則として一月当たり次の表のとおり支給されますが、このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

校種	資格
小学校	博士の学位を有する者
中学校	修士の学位を有する者
高等学校	学士の学位を有する者
養護学級学校	准学士の称号を有する者
養護学級学校	二九六、三七七円
小学校	二七三、四七六円
中学校	二三八、一九六円
高等学校	二〇五、〇四四円
養護学級学校	二二二、二四二円
養護学級学校	一九六、二三〇円

注 給料の月額は、平成十七年四月一日現在のものです。

十四 その他

(一) 連絡場所を変更した場合又は就職その他の事情により志願を辞退する場合には、必ずその旨を山口県教育庁教職員課(電話〇八三一九三三―四五五〇)に連絡してください。

(二) この試験について不明な点がある場合には、山口県教育庁教職員課に問い合わせてください。

平成十七年五月十三日印刷  
發行

發行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月  
金二千七百円（送料共）